

## ＩＣカード特約

### 1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行するカードのうち、ＩＣチップが付加されたカード(以下「ＩＣカード」といいます。)を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、当金庫が発行するＩＣカードの各規定(以下「カード規定」といいます。)の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫カード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫カード規定により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫カード規定の定義によるものとします。

### 2. (ＩＣカードの利用)

ＩＣカードは、次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫所定のＩＣカードが利用できる預金機を使用して預金(または当座勘定)に預入れまたはカードローンの貸越金の臨時返済をする場合
- (2) 当金庫所定のＩＣカードが利用できる支払機を使用して預金(または当座勘定)の払戻しまたはカードローンの貸越を受ける場合
- (3) 当金庫所定のＩＣカードが利用できる振込機を使用して振込資金を預金口座、当座勘定またはカードローンからの振替えにより払戻し、振込の依頼を貸越をする場合
- (4) その他当金庫所定の取引をする場合

### 3. (ＩＣカードの有効期限)

- (1) ＩＣカードの有効期限は、ＩＣカード上に表示された年月の末日までとします。
- (2) ＩＣカードの有効期限経過後は、ＩＣカードの利用は出来ません。
- (3) ＩＣカードの有効期限が到来する場合には、有効期限を更新した新しいＩＣカードを事前に送付します。有効期限が到来したＩＣカードは当店に返却していただくか、本人の責任においてＩＣチップ部分と磁気ストライプ部分を切断のうえ破棄してください。

### 4. (ＩＣカードの発行時における手数料の取扱い)

新規発行、更新、再発行で、ＩＣカードを発行する際には、当金庫所定の手数料をいただきます。

以上